

地方公営企業法の適用について

【概要】

適用時期	令和6年4月1日から
適用範囲	全部適用（管理者非設置）
対象事業	農業集落排水事業、漁業集落排水事業
備考	下水道事業（公共）と会計統合

*下水道事業（公共）は、令和2年度から地方公営企業法を適用

【会計方式】

令和6年3月31日まで （地方公営企業法 非適用事業者）	令和6年4月1日から （地方公営企業法 適用事業者）
官公庁会計方式 単式簿記・現金主義	公営企業会計方式 複式簿記・発生主義 *減価償却費などの非現金が発生

地方公営企業法の適用に伴う主な変更は、会計処理方式となります。
「下水道使用料の納付方法」等、各種手続きの変更はありません。

【各種財務諸表】

貸借対照表	<ul style="list-style-type: none">・一定の時点において当該事業が保有する全ての財産を総括的に表示したもの。・当該事業の資産・負債の状況を把握。
損益計算書	<ul style="list-style-type: none">・一事業年度における収入と支出を表示したもの。・当該事業がどのような経営活動によって、どれだけの経営成績を上げたのかを把握。
キャッシュ・フロー計算書	<ul style="list-style-type: none">・一事業年度における資金の収支の状況を、一定の活動区分別に表示したもの。・一事業年度における現金の流れを把握。